



平成21年2月19日

各 位

株式会社ジャレコ・ホールディング
代表取締役社長 羽田 寛
(JASDAQコード 7954)
問合せ先 CFO 大浦 隆文
TEL 03-5412-6100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月19日開催の当社取締役会において、平成21年3月27日(金曜日)開催予定の当社第35回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

(1) 第1条(商号)

本日付「商号変更に関するお知らせ」にて発表しているとおり、既に当社グループでは、中核事業へと成長した金融事業におけるブランドの『EMCOM』への統一を進めておりますが、当社におきましても、過去の業績不振を払拭し、新たな成長軌道へと当社グループが一体となり邁進していくため、『EMCOMホールディングス』に商号を変更するものであります。

(2) 第5条(発行可能株式総数)

機動的な資本政策の遂行および将来における事業規模の拡大に備え、発行可能株式総数を増加させるものであります。

(3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、株券登録喪失簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年間を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて当社定款第6条は削除されたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(商号) 第1条 当社の商号は、<u>株式会社ジャレコ・ホールディング</u>と称する。英文では、<u>JALECO HOLDING LTD.</u>と表示する。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>600,000,000株</u>とする</p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第7条 (条文省略) 第8条 (条文省略) (単元未満株券の不発行) 第9条 当社は、<u>単元未満株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 (条文省略) 第11条 (条文省略) (株式名簿管理人) 第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務については、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第52条 (新設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社の商号は、<u>株式会社EMCOMホールディングス</u>と称する。英文では、<u>EMCOM HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,000,000,000株</u>とする。 (削除)</p> <p>第6条 (現行どおり) 第7条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第8条 (現行どおり) 第9条 (現行どおり) (株式名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (削除)</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第50条(現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>第1条(商号)の変更は、平成21年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除し、以下、各条数を1条ずつ繰り上げる。</u></p>

	<p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第3条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。なお、前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

(注) 上記の内容については、平成21年3月27日(金曜日)開催予定の定時株主総会において付議する「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年3月27日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年4月1日(水曜日)

以上